

第
3
章

第6期吹田市障がい福祉計画

1 計画の策定にあたって

障がい福祉計画は、障害者総合支援法第88条に基づき策定するもので、本市における障がい福祉サービス等の種類ごとの具体的な実施内容、必要な見込量、その確保のための方策等を定める計画です。

国では「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成18年厚生労働省告示第395号）」（以下「基本指針」という。）を改正し、令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）までの第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の作成・変更に際しての考え方などを定めています。

「第6期吹田市障がい福祉計画及び第2期吹田市障がい児福祉計画」の策定にあたっては、国の基本指針を踏まえ、「第4期吹田市障がい者計画」の基本理念「住み慣れた地域で安心して、育ち、学び、働き、暮らせるまち吹田」の実現をめざし、障がい児者の日常生活及び社会生活に必要なサービス等の提供体制の確保の取組について定め、施策を推進していきます。

（1）成果目標

基本指針においては、障がい児者に必要な障がい福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標として、次の7項目を設定しています。

- ① 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- ② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ③ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実
- ④ 福祉施設から一般就労への移行等
- ⑤ 障害児支援の提供体制の整備等
- ⑥ 相談支援体制の充実・強化等
- ⑦ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

(2) 障害者総合支援法によるサービス体系

障がい福祉サービス及び相談支援サービスは、障がい者の自立支援のため、身体障がい、知的障がい、高次脳機能障がいを含む精神障がい、発達障がい及び難病のさまざまな障がい特性に対応し提供するサービスです。

地域生活支援事業は、市町村及び都道府県が、障がい者の日常生活及び社会生活を支援するため、地域の特性や利用者の状況に応じ柔軟に実施する事業です。

第6期障がい福祉計画における障がい福祉サービス等の体系は、以下のとおりです。

1) 障がい福祉サービス

	介護給付	訓練等給付
訪問系サービス	<input type="radio"/> 居宅介護（ホームヘルプ） <input type="radio"/> 重度訪問介護 <input type="radio"/> 同行援護 <input type="radio"/> 行動援護 <input type="radio"/> 重度障がい者等包括支援	
日中活動系サービス	<input type="radio"/> 生活介護 <input type="radio"/> 療養介護	<input type="radio"/> 自立訓練（機能訓練） <input type="radio"/> 自立訓練（生活訓練） <input type="radio"/> 就労移行支援 <input type="radio"/> 就労継続支援A型 <input type="radio"/> 就労継続支援B型 <input type="radio"/> 就労定着支援
短期入所サービス	<input type="radio"/> 短期入所（ショートステイ）	
居住系サービス	<input type="radio"/> 施設入所支援	<input type="radio"/> 共同生活援助（グループホーム） <input type="radio"/> 自立生活援助

2) 相談支援サービス

- | | | |
|------------------------------|------------------------------|------------------------------|
| <input type="radio"/> 計画相談支援 | <input type="radio"/> 地域移行支援 | <input type="radio"/> 地域定着支援 |
|------------------------------|------------------------------|------------------------------|

3) 地域生活支援事業

必須事業	任意事業（本市の場合）
<ul style="list-style-type: none"> ○ 理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業 ○ 相談支援事業（障害者相談支援事業、基幹相談支援センター等機能強化事業、住宅入居等支援事業（居住サポート事業）） ○ 成年後見制度関連事業（成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援事業） ○ 意思疎通支援事業（手話通訳者派遣事業、要約筆記者派遣事業、手話通訳者設置事業、入院時コミュニケーション支援事業）、専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修・派遣事業（手話、要約筆記、盲ろう者向け、失語症向け）、手話奉仕員養成研修事業 ○ 日常生活用具給付等事業（介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排泄管理支援用具、居宅活動動作補助用具（住宅改修費）） ○ 移動支援事業 ○ 地域活動支援センター機能強化事業 ○ 障がい児等療育支援事業 ○ 精神障がい者地域生活支援広域調整等事業（地域生活支援広域調整会議等事業） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 日常生活支援（訪問入浴サービス、日中一時支援、巡回支援専門員整備） ○ 社会参加支援（レクリエーション活動等支援、芸術文化活動振興、点字・声の広報等発行、要約筆記・点訳奉仕員養成）

（3）成果目標、サービスの見込量（活動指標）及びその確保策の関係性

第6期障がい福祉計画においては、国の基本指針に即し、大阪府の考え方を踏まえ、令和5年度（2023年度）を目標年度として、障がい福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標（成果目標）を設定します。

成果目標の達成状況の指標として、障がい福祉サービス等の種類ごとの見込量（活動指標）及びその確保の方策を定めることにより、目標達成に向けた取組を進めます。

なお、取組のうち、重点取組と表記があるものについては、第6期障がい福祉計画の計画期間である令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）までの3年間で重点的に取組を進めるものです。

2 成果目標

国の基本指針に即し、大阪府の考え方を踏まえ、令和5年度（2023年度）を目標年度として、障がい福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標（成果目標）を設定します。

（1）福祉施設の入所者の地域生活への移行

1) 各目標の設定と考え方

（ア）地域移行者数

目標

5人（令和元年度末時点） → 16人（令和5年度末時点）

目標値設定に当たっての考え方

令和元年度（2019年度）末時点の施設入所者数（170人）の6%（11人）以上の地域生活への移行と、第5期障がい福祉計画で定める目標に満たないと見込まれる人数（5人）を加えて目標とします。

<参考>

●国の基本指針

- ・令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。
- ・令和2年度未目標が未達成の場合は、未達成割合を目標値に加える。

●大阪府の考え方

- ・国の基本指針に沿った目標設定とし、令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。

（イ）施設入所者減少数

目標

0人（令和元年度末時点） → 6人（令和5年度末時点）

目標値設定に当たっての考え方

令和元年度（2019年度）末時点の施設入所者数（170人）の1.6%（3人）以上の削減と、第5期障がい福祉計画で定める目標に満たないと見込まれる人数（3人）を加えて目標とします。

<参考>

●国の基本指針

- ・令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減する。
- ・令和2年度未目標が未達成の場合は、未達成割合を目標値に加える。

●大阪府の考え方

- ・国の基本指針に沿った目標設定とする。

2) 現状

- (ア) 地域移行者数及び施設入所者減少数ともに、第5期計画の終期である令和2年度末の目標値を達成できない見込みです。
- (イ) 障がい者を対象に実施したアンケートの結果からは、施設入所者の中には、将来的には地域移行の意向を持つ障がい者、施設入所を続けるかどうか分からないと考えている障がい者が、少数ですがいることが分かりました。
※「現在、障がい者の入所施設で暮らしている」と回答した人（17人）のうち、約半数が「10年後も障がい者の入所施設で暮らしたい」と回答している一方で、10年後は「グループホーム」で暮らしたいと回答する障がい者が約20%、また、どのようなところで暮らしたいか「わからない」と回答する障がい者が約20%いました。

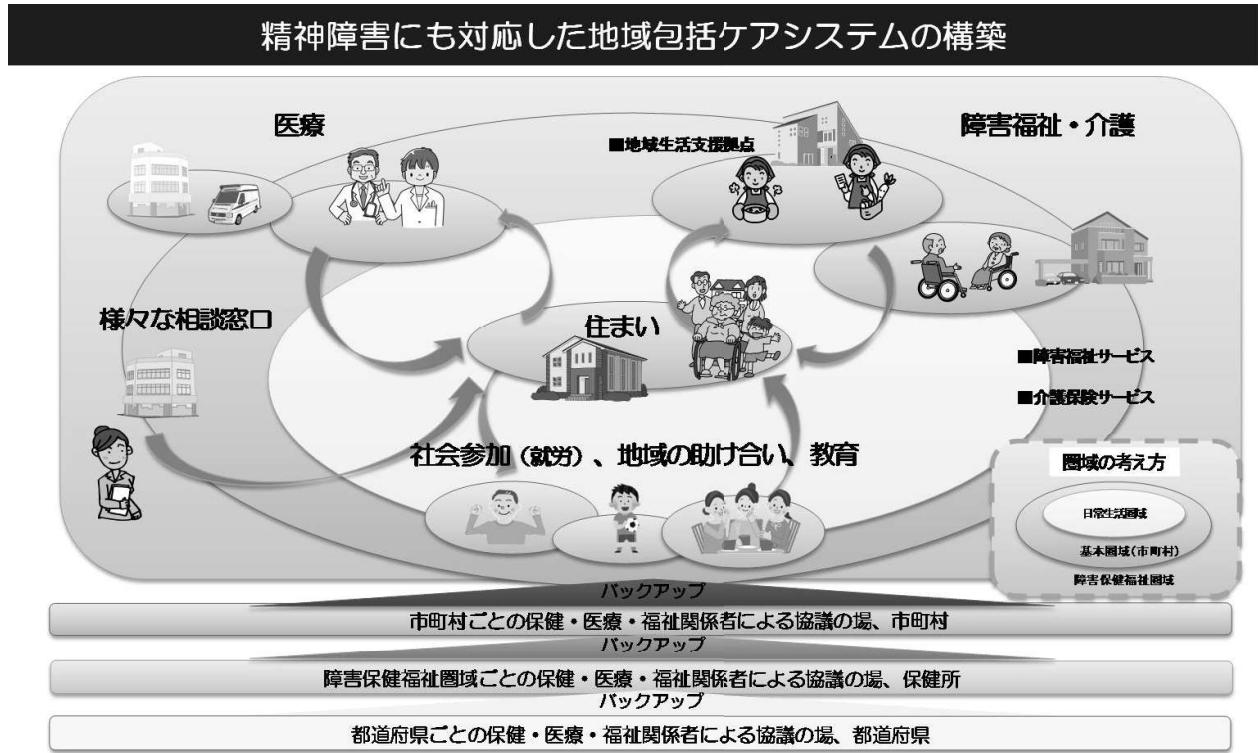
3) 成果目標達成に向けての取組

- (ア) 施設入所や入院している障がい者の状況や意向の把握に努めるとともに、地域移行支援及び地域定着支援のサービスについて入所施設や医療機関へ周知し、サービスの利用促進を図ります。
- (イ) 相談者の意向や置かれている状況を勘案し適切なサービスにつなぐことができる人材の育成を支援するため、専門性を高める研修等を実施します。
- (ウ) 地域移行後の住まいの場及び高齢化・重度化した障がい者が安心して暮らせる場として、日中サービス支援型共同生活援助のあり方を研究するとともに、グループホームの整備促進に取り組みます。 **重点取組**
- (エ) 強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい者に対して適切な支援ができる人材を育成するため、必要な研修について受講を促進します。
（「4 障がい福祉サービス等の円滑な提供に向けた取組 （5）障がい福祉人材の確保、定着及び養成」と関連）

4) 目標達成に関連する主な活動指標

共同生活援助、自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援の月平均利用者数
【P59～P62】

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築



1) 各目標の設定と考え方

(ア) 精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数

目標

316日（令和5年度）

目標値設定に当たっての考え方

大阪府が示す平均生活日数に沿って、316日を目標とします。

<参考>

●国の基本指針

- ・精神障がい者の精神病床からの退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とする。

●大阪府の考え方

- ・国の基本指針に沿った目標設定とする。

(イ) 精神病床における1年以上長期入院患者数

目標

243人（令和元年度末時点） → 230人（令和5年度末時点）

目標値設定に当たっての考え方

大阪府の考え方方に示されている目標値8,688人（府全体）を、令和元年度末時点の大坂府の精神病床における1年以上の長期入院患者数に占める各市町村の同患者数の割合により算出した数値（230人）を目標とします。

<参考>

●国の基本指針

- ・国の基本指針において定める式（年齢階級別の入院受療率、推計人口、要入院継続患者の割合等を考慮した式）により、65歳以上と65歳未満を分けて算定し、目標値として設定する。

●大阪府の考え方

- ・大阪府（全体）では8,688人を目標値として設定する。
- ・令和元年度末時点の大坂府の精神病床における1年以上の長期入院患者数に占める各市町村の同患者数の割合により算出した数値を下限として、目標値を設定する。
- ・目標値の設定にあたっては、65歳以上と65歳未満を区別しない。

(ウ) 精神病床における早期退院率

目標

- ・精神病床入院後3か月時点退院率 69%（令和5年度末時点）
- ・精神病床入院後6か月時点退院率 86%（令和5年度末時点）
- ・精神病床入院後1年時点退院率 92%（令和5年度末時点）

目標値設定に当たっての考え方

大阪府が示す各退院率に沿って、目標を設定します。

<参考>

●国の基本指針

- ・入院後3か月時点の退院率については69%以上、入院後6か月時点の退院率については86%以上、入院後1年時点の退院率については92%以上とする。

●大阪府の考え方

- ・国の基本指針に沿った目標設定とする。

2) 現状

第5期計画で令和2年度末の目標としていた「保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置」については、現在、設置に向けて協議を進めているところです。

3) 成果目標達成に向けての取組

保健、医療、福祉関係者による協議を実施し、ネットワークを構築することにより、連携支援体制の確保を図ります。

4) 目標達成に関連する主な活動指標

項目	年度	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	開催回数 (回/年)	1	2	2
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数（人/年）		11	11	11
	うち保健関係者の参加者数（人/年）	1	1	1
	うち医療関係者の参加者数（人/年）	2	2	2
	うち福祉関係者の参加者数（人/年）	5	5	5
	うち介護関係者の参加者数（人/年）	1	1	1
	うち当事者の参加者数（人/年）	0	0	0
	うち家族の参加者数（人/年）	0	0	0
	うちその他の参加者数（人/年）	2	2	2
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	目標設定及び評価の実施回数 (回/年)	1	1	1
精神障がい者の地域移行支援事業利用者数	平均利用者数 (人/月)	3	4	5
精神障がい者の地域定着支援事業利用者数	平均利用者数 (人/月)	3	4	5
精神障がい者の共同生活援助（グループホーム）利用者数	平均利用者数 (人/月)	62	67	81
精神障がい者の自立生活援助利用者数	平均利用者数 (人/月)	4	4	4

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

1) 各目標の設定と考え方

目標

運用状況の検証及び検討の回数 年1回

目標設定に当たっての考え方

本市においては、地域生活支援拠点施設として平成28年（2016年）6月に開所した「くらしの支援センターみんなのき」と市内の各サービスを活用した機能整備を進めており、運用状況の検証及び検討を継続的に行い、当該拠点機能の強化を一層進めていく必要があります。こうしたことから、運用状況の検証及び検討を年1回行うことを目指とします。

<参考>

●国の基本指針

- ・各市町村又は各圏域に1つ以上の拠点を確保
- ・年1回以上運用状況を検証及び検討

●大阪府の考え方

- ・国の基本指針に沿った目標設定とする。

2) 現状

（ア）「①相談機能の強化」「②一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供」「③緊急時の受入れ及び対応の機能の強化」「④専門的人材の確保・養成の機能の強化」「⑤地域の体制づくりの機能の強化」の5つの機能について、強化していく必要があります。

（イ）地域生活支援拠点の施設において、グループホーム、ショートステイ等の事業が実施されていますが、「親亡き後」の障がい者を障がい種別や障がい特性等に応じて支援していくため、当該拠点施設及び他の障がい福祉サービス事業所等を活用した面的整備により機能の充実を図る必要があります。

3) 成果目標達成に向けての取組

（ア）ニーズの高い「③緊急時の受入れ及び対応の機能の強化」に向けて、各障がい者の日常的な支援機関と連携を図り、拠点施設及び市内短期入所施設の緊急受入れ枠を有効活用する等、支援体制の整備の方策について引き続き検討を進めます。**重点取組**

（イ）「①相談機能の強化」及び「⑤地域の体制づくりの機能の強化」については、各計画相談支援事業所等と連携しながら、障がい者相談支援センターを中心とした相談支援体制の強化を図ります。

- (ウ) 施設や親元から安心して生活の場を移行できるよう、「②一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供」機能を担うグループホーム等の整備を促進します。
- (エ) 「④専門的人材の確保・養成の機能の強化」については、引き続き人材確保に係る事業を継続するとともに、拠点施設における人材養成の方策を検討します。
（「4 障がい福祉サービス等の円滑な提供に向けた取組（5）障がい福祉人材の確保、定着及び養成」と関連）

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

1) 各目標の設定と考え方

(ア) 就労移行支援事業等を通じて一般就労へ移行する者の数

目標

72人（令和元年度） → 102人（令和5年度）

【就労移行支援事業】 60人（令和元年度） → 85人（令和5年度）

【就労継続支援A型事業】 8人（令和元年度） → 11人（令和5年度）

【就労継続支援B型事業】 4人（令和元年度） → 6人（令和5年度）

目標値設定に当たっての考え方

他市の事業所に通所している吹田市民を含めた形で大阪府が算出した数値を目標とします。

ただし、新型コロナウイルス感染症が与える障がい者の雇用情勢の動向を注視する必要があります。

<参考>

●国の基本指針

- ・令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上とする。
- ・就労移行支援事業については1.30倍、就労継続支援A型事業について1.26倍、就労継続支援B型事業については1.23倍以上を目指す。
- ・令和2年度末目標が未達成の場合は、未達成割合を目標値に加える。

●大阪府の考え方

- ・国の基本指針に沿った目標設定とする。

(イ) 就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率

目標

- ・就労移行支援事業等を通じて一般就労へ移行する者の中、就労定着支援事業を利用している者の割合 70%（令和5年度）
- ・就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所の割合 70%（令和5年度）

目標値設定に当たっての考え方

- ・大阪府が示す各割合の値に沿って、目標を設定します。

<参考>

●国の基本指針

- ・就労移行支援事業等を通じて一般就労へ移行する者の中、7割が就労定着支援事業を利用する。
- ・就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とする。

●大阪府の考え方

- ・国の基本指針に沿った目標設定とする。

(ウ) 就労継続支援B型事業所における工賃の平均額

目標

15,225円（令和元年度） → 15,600円（令和5年度）

目標値設定に当たっての考え方

本市総合計画に掲げる施策指標（令和10年度（2028年度）で18,000円）の達成を前提としつつ、新型コロナウィルスによる生産活動の減少が令和5年度までの3年間にも影響することを勘案し、設定します。

<参考>

●国の基本指針

- ・就労継続支援B型事業所における工賃の平均額について、目標水準を設定することが望ましい。

●大阪府の考え方

- ・就労継続支援B型事業所における工賃の平均額について、目標値を設定する。
- ・大阪府が提供する市町村単位での令和5年度の就労継続支援B型事業所における工賃の平均額の見込を参考に、令和元年度の工賃の平均額の実績よりも向上した値を目標値として設定する。

2) 現状

- (ア) 一般就労移行者数、就労移行支援事業所利用者数及び就労継続支援B型事業所における平均工賃額は、令和元年度時点では、第5期計画の終期である令和2年度の目標値に到達していないものの、このまま推移すれば、目標値を達成できる見込みです。
- (イ) 就労定着支援事業による支援開始から1年後の職場定着率は、令和元年度時点で、令和2年度の目標値を達成しています。
- (ウ) 一方で、就労移行率3割以上の就労移行支援事業所の割合は、令和元年度は0%となるなど、令和2年度目標値を大きく下回り、達成できない見込みです。
- (エ) 障がい者を対象に実施したアンケートでは、回答者の約30%が何らかの仕事（家事等を含む）をしていると回答し、約70%が働いていないと回答しました。働き方の内訳は、約10%が福祉施設での就労、約15%が一般就労（正規、アルバイトなど）でした。
- (オ) アンケートにおいて福祉施設で働いていると回答した人のうち、20.5%が働き方について「特に希望なし」、57.8%がこのまま「福祉施設で働きたい」、7.2%が「一般の職場で働きたい」と回答しました。
- (カ) 福祉施設から一般就労への移行という観点でアンケート結果をみると、まずは「一般的な職場で働きたい」という希望を持つ人に対して必要な支援を行うとともに、「特に希望がない」人の状況を丁寧に把握し、必要な支援がないかを精査することが重要です。

3) 成果目標達成に向けての取組

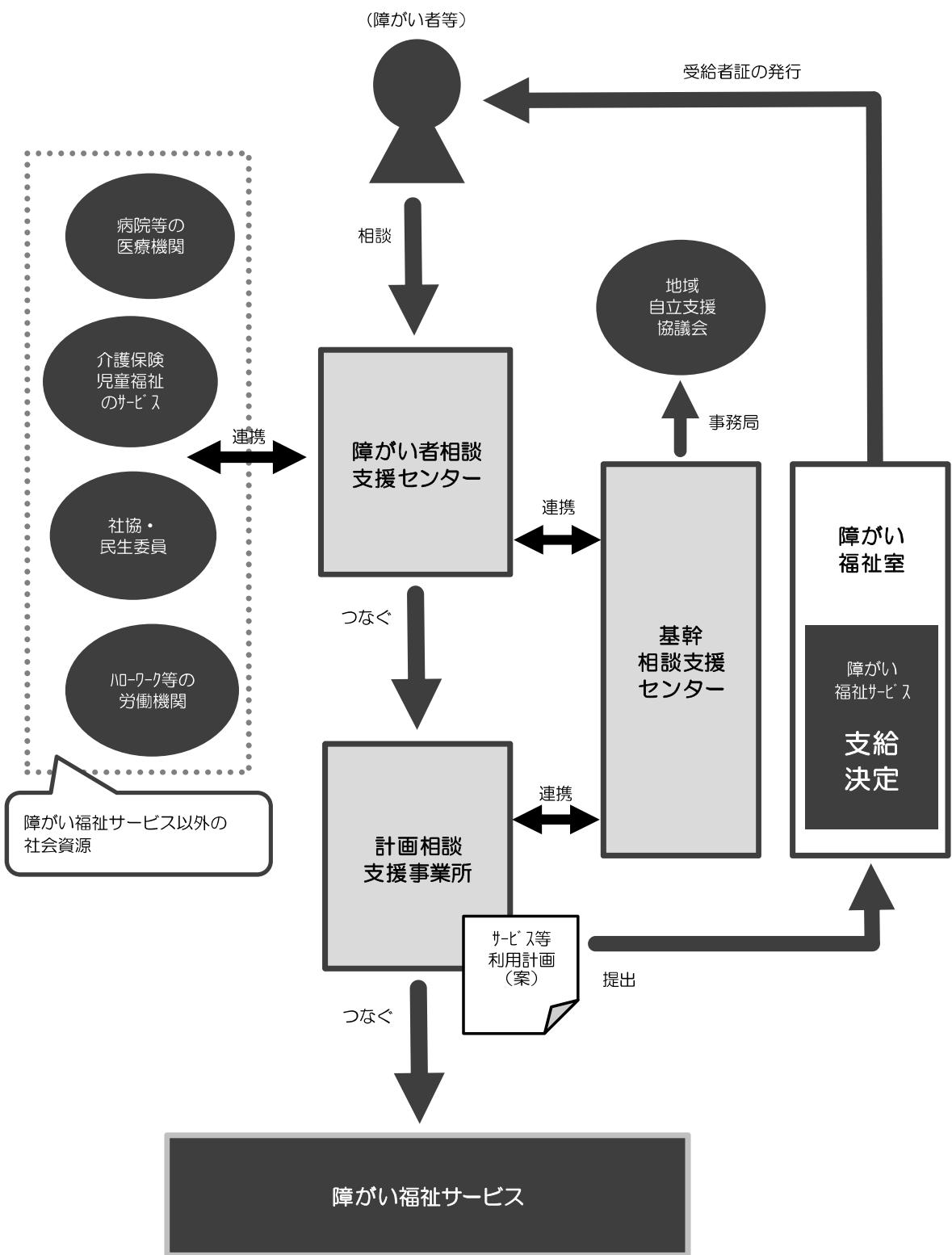
- (ア) 障がい者活躍推進計画に沿って、一事業者として障がい者雇用の促進に取り組むとともに、障がい者雇用に対する企業の理解促進を図ります。**重点取組**
- (イ) 一般就労への移行に向け、支援に関する多様な選択肢の中から障がいの特性やニーズに合った支援が提供できるよう、就労移行支援事業所及び障がい者就業・生活支援センターその他関係機関の「顔の見える関係づくり」を引き続き進めるとともに、有機的な連携のためのネットワーク構築に取り組みます。**重点取組**
- (ウ) 一般就労に向けた職業体験の機会として、市役所及び公共施設における障がい者職業実習など、就労実習の場の充実を図ります。
- (エ) 障がい者の工賃向上のため、引き続き授産製品の販売の拡充を促進します。
- (オ) 障がい者優先調達について、市役所全体で一層の推進を図るため、提供可能な授産製品や役務の周知など、市役所庁内への働きかけを積極的に行います。

4) 目標達成に関連する主な活動指標

就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型及び就労定着支援の月平均利用者数【P55～P57】

(5) 相談支援体制の充実・強化等

【本市の相談支援体制】



1) 各目標の設定と考え方

目標

総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保する。

目標設定に当たっての考え方

本市においては、基幹相談支援センター及び市内6ブロックに障がい者相談支援センターを設置していることから、さまざまな障がい種別や多様なニーズに対応できる相談支援機関となるよう、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを目標とします。

<参考>

●国の基本指針

- ・総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保する。

●大阪府の考え方

- ・国の基本指針に沿った目標設定とする。
- ・市町村が基幹相談支援センターを設置する。

2) 現状

- (ア) サービスの支給決定に先立ち作成が必要なサービス等利用計画について、全ての利用者に対しては作成できていない状況であるため、全ての利用者に対して作成できる体制を確保できるよう、計画相談支援事業者に対する補助制度を運用しているところです。
- (イ) 障がい者を対象に実施したアンケートでは、障がい者相談支援センターを利用したことがあると回答した人は16.4%、ないと回答した人は77.8%でした。また、ないと回答した人のうち、81.7%が障がい者相談支援センターが市内6か所に設置されていることを知らないと回答しました。
- (ウ) アンケートで、障がい者相談支援センターを知っているが利用したことがないと回答した人のうち、59.4%が相談することが特にならないからと回答し、19.5%がどのようなことを相談すればよいかわからないからと回答しました。
- (エ) 困った時や相談したい時の相談先としては、家族や親せきと回答した人が72.8%と最も多く、次いで病院などの医師や看護師(30.6%)、市役所(24.9%)となっており、障がい者相談支援センターと回答した人は10%でした。

3) 成果目標達成に向けての取組

(ア) 障がい者相談支援センターの認知度を高める取組を行うとともに、地域の身近な相談窓口として相談者に最適な支援が行えるよう、機能強化に取り組みます。

重点取組

(イ) サービスの支給決定に先立ち、サービス等利用計画が必ず作成されるよう、計画相談支援事業所における相談支援専門員の確保など体制整備の取組を継続します。

重点取組

(ウ) 基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核機関として、計画相談支援事業所や障がい者相談支援センターだけでは解決が困難な課題が発生した場合に専門的な指導や助言を行います。また、研修等を実施し、相談者のニーズを十分に引き出し、相談者の状況や意向を勘案しながら適切なサービスにつなぐことができる相談員等の育成に取り組みます。**重点取組**

(エ) 高齢者や障がい児等の各分野にまたがる課題について、相談から適切な支援につなげるため、相談支援及びその他関係機関との連携体制の構築に取り組みます。また、居住支援協議会（Osakaあんしん住まい推進協議会）と連携するとともに、吹田市地域自立支援協議会地域会議において、障がい者等の支援に係る課題解消を図るため、社会資源の現状分析や評価等を行うとともに、情報共有や相互連携に取り組みます。

重点取組

(オ) さまざまな障がいのうち、発達障がいは、診断までに時間を要するなど「見えにくい」障がいとして考えられることから、支援の入り口部分である相談や支援について、大阪府発達障がい者支援センターと連携しながら体制強化を図り、発達障がい者の意向を尊重し、最適なサービスにつなぐことができるよう取り組みます。また、発達障がいのある児童の家族への支援として実施しているペアレントトレーニング及びペアレントプログラムについては、引き続き受講者数の増加をめざします。なお、ペアレントメンター養成事業及びピアサポート推進事業に関しては、今後、事業のあり方について検討します。

4) 目標達成に関連する主な活動指標

項目	年度	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
基幹相談支援センターの設置	設置の有無	有	有	有
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言	指導・助言件数 (件/年)	16	16	16
地域の相談支援事業者の人材育成の支援	実施件数 (件/年)	16	16	16
地域の相談機関との連携強化の取組	実施件数 (件/年)	16	16	16
<発達障がい>ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	受講者数 (人/年)	38	47	56

以上の指標に加え、計画相談支援の月平均利用者数【P61～P62】

(6) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

1) 各目標の設定と考え方

目標

- ・障がい福祉サービス等の給付費に係る過誤請求（エラー）の多い項目等について集団指導等の場で注意喚起を行います。
- ・不正請求等の未然防止や発見のため、監査を担う福祉指導監査室と審査事務を担う障がい福祉室及び子育て政策室との連携体制を強化します。
- ・府内の指定権限を有する市町村等と、指導監査における課題や対応策について協議するとともに、適宜、情報を共有します。

目標設定に当たっての考え方

事業所指定の権限を持つ本市の状況に置き換えて、目標を設定します。

<参考>

●国の基本指針

- ・障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項（障害福祉サービス等に係る各種研修の活用、障害者自立支援支払等システムによる審査結果の共有、指導監査結果の関係市町村との共有）を実施する体制を構築する。

●大阪府の考え方

- ・国の基本指針の趣旨を踏まえ、市町村においては、報酬の審査体制の強化、指導権限を有する者との協力・連携や、適正な指導監査等の実施等について目標を設定する。
- ・大阪府と市町村は障害者自立支援審査支払等システム等でエラーの多い項目等について集団指導等の場で注意喚起を行う。
- ・大阪府は不正請求等の未然防止や発見のため、審査事務を担っている市町村との連携体制を構築する。
- ・大阪府や指定権限を有する市町村が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障がい児通所支援事業者等に対する指導について、大阪府が府内の指定権限を有する市町村等と課題や対応策について協議する場を設置する。

2) 現状

- （ア）障がい福祉サービス等の給付費に係る過誤請求（エラー）の多い項目等について、集団指導等の場で注意喚起を行っています。
- （イ）福祉指導監査室が行う事業所に対する実地指導の結果について、適宜、障がい福祉室及び子育て政策室と情報共有しています。
- （ウ）大阪府が設置する「指定指導に関する調整会議」に出席し、府内の指定権限を有する市町村等と課題や対応策について協議しています。

(工) 基幹相談支援センター等職員においては、大阪府主催の研修を受講することにより資質向上に努めています。また、事業所職員については、支援技術の向上のための研修を各事業者において実施されるよう、実地指導等で確認を行っているところです。

3) 成果目標達成に向けての取組

- (ア) 障がい福祉サービス等の給付費に係る過誤請求（エラー）の多い項目については、事業者に対する集団指導等で注意喚起を行い、不正請求等の未然防止に向けた取組を継続します。
- (イ) 福祉指導監査室が行う実地指導の結果について、障がい福祉室及び子育て政策室と情報共有し、報酬の審査体制の強化に向け、引き続き取り組みます。
- (ウ) 大阪府が設置する「指定指導に関する調整会議」に出席し、府内の指定権限を有する市町村等と課題や対応策について協議するとともに、様々な機会をとらえて、府内市町村等と情報共有し、指導監査等を適正に行います。
- (エ) 基幹相談支援センター等職員については、大阪府等が実施する研修を受講するなど、総合的かつ専門的な相談支援の技術向上に努めます。また、各事業者においても、職員の支援技術の向上に取り組めるよう、大阪府等が実施する研修の情報提供を行うなど、連携して人材育成に取り組みます。

4) 目標達成に関連する主な活動指標

項目	年度	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用	参加人数（人/年）	31	31	31
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	体制の有無	有	有	有
	実施回数（回/年）	1	1	1
障がい福祉サービス事業所等に対する指導監査の結果の共有	体制の有無	有	有	有
	実施回数（回/年）	2	2	2

コラム

「すいぱん」のお話

吹田市イメージキャラクター
すいたん

令和2年4月に登場した、吹田市のイメージキャラクター「すいたん」のパン「すいぱん」は、市のシティプロモーション部門と千里金蘭大学、吹田市障がい者の働く場事業団と共同で取り組み、完成させたパンです。

市内施設に通う障がい者が、一つ一つ丁寧に手作りしています。米粉のもちもちの食感を、ぜひ、味わってください。

販売場所

「パンと雑貨のお店 はぴすま」(※)

「グーチョキパン屋さん」

「パン工房ことぶき」

「千里金蘭大学」等



製造風景

※パンと雑貨のお店 はぴすま

平成21年に開店。市内の障がい者施設で製作されている授産製品の展示及び販売を行っているお店。事業団が運営。

住所：昭和町10-20 電話06-6317-1231

営業日時：平日9時～17時（土日祝休）

ただし、商品入れ替えのため、月に1回、月曜日が休みになります。月曜日にお越しの際には、電話でお問合せください。

3 障がい福祉サービス等の利用見込みとその確保策

障がい福祉サービス等の量を見込むにあたっての基本的な考え方は、国の基本指針に即し、各サービスの月間の実利用見込者数に1人あたり月平均利用量を乗じた数量を見込量として算出することを基本とします。

$$(見込量) = (ひと月の実利用見込者数) \times (1人あたり月平均利用量 [日数・時間])$$

(1) 障がい福祉サービス及び相談支援サービス

1) 訪問系サービス

訪問系サービスは、障がい者が居宅等での生活を維持するために必要なサービスです。

(ア) サービスの内容

サービス名	サービス内容
居宅介護	・自宅において、入浴や食事等の身体介護、掃除や洗濯等の家事援助及び通院や官公庁への付き添いを提供するサービス
重度訪問介護	・重度の障がいにより、行動が著しく困難で常時介護を必要とする障がい者が対象 ・自宅での入浴や食事等の介護から外出時の移動介護を総合的に提供するサービス
同行援護	・視覚障がいがあり移動が困難な障がい者が対象 ・外出時に同行し移動の支援を提供するサービス
行動援護	・知的障がいや精神障がいにより行動が困難で常時介護が必要な障がい者が対象 ・行動の際に生じる危険回避のための援護や外出時の移動中の介護等を提供するサービス
重度障がい者等 包括支援	・介護の必要の程度が著しく高い障がい者が対象 ・居宅介護など障がい福祉サービスを包括的に提供するサービス

(イ) 実績と見込量

項目	年度	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度) 見込み	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
居宅介護	利用者数 (人/月)	身体障がい者	280	274	271	267	264
		知的障がい者	191	198	205	212	219
		精神障がい者	266	273	290	308	327
		障がい児	59	52	51	50	49
		合 計	796	797	817	837	860
	量の見込み (時間/月)	身体障がい者	8,680	8,763	8,750	8,736	8,710
		知的障がい者	3,056	3,358	3,631	3,927	4,248
		精神障がい者	3,192	2,998	2,939	2,880	2,823
		障がい児	1,180	990	961	933	906
		合 計	16,108	16,109	16,281	16,476	16,700
重度訪問 介護	利用者数 (人/月)	身体障がい者	18	18	19	20	21
		知的障がい者	1	1	1	1	1
		精神障がい者	0	0	0	0	0
		合 計	19	19	20	21	22
	量の見込み (時間/月)	身体障がい者	4,032	3,995	4,235	4,475	4,715
		知的障がい者	15	10	9	9	8
		精神障がい者	0	0	0	0	0
		合 計	4,047	4,005	4,244	4,484	4,723
		身体障がい者	2,184	2,198	2,238	2,278	2,318
		障がい児	0	0	0	0	0
同行援護	利用者数 (人/月)	合 計	2,184	2,198	2,238	2,278	2,318
		身体障がい者	2,184	2,198	2,238	2,278	2,318
		障がい児	0	0	0	0	0
	量の見込み (時間/月)	合 計	2,184	2,198	2,238	2,278	2,318
		身体障がい者	2,184	2,198	2,238	2,278	2,318
		障がい児	0	0	0	0	0
		合 計	2,184	2,198	2,238	2,278	2,318
		身体障がい者	2,184	2,198	2,238	2,278	2,318
行動援護	利用者数 (人/月)	精神障がい者	142	152	176	204	236
		障がい児	1	2	1	1	1
		合 計	148	159	184	213	247
		知的障がい者	3,266	3,941	4,462	5,052	5,720
	量の見込み (時間/月)	精神障がい者	19	22	21	19	18
		障がい児	90	101	98	95	92
		合 計	3,375	4,064	4,581	5,166	5,830
		知的障がい者	3,266	3,941	4,462	5,052	5,720
重度障がい者等包 括支援	利用者数 (人/月)	身体障がい者	0	0	1	1	1
		知的障がい者	0	0	1	1	1
		合 計	0	0	2	2	2
	量の見込み (時間/月)	身体障がい者	0	0	240	240	240
		知的障がい者	0	0	240	240	240
		合 計	0	0	480	480	480
		身体障がい者	0	0	240	240	240
		知的障がい者	0	0	240	240	240

第3章 第6期吹田市障がい福祉計画

項目	年度	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度) 見込み	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
訪問系サービス計	利用者数 (人/月)	身体障がい者	376	373	373	371	370
	知的障がい者	334	351	382	418	457	
	精神障がい者	267	274	291	309	328	
	障がい児	64	57	58	58	62	
	合 計	1,041	1,055	1,104	1,156	1,215	
	身体障がい者	14,896	14,956	15,463	15,729	15,996	
	知的障がい者	6,337	7,309	8,343	9,228	10,216	
	精神障がい者	3,211	3,021	2,959	2,899	2,841	
	障がい児	1,270	1,091	1,059	1,028	998	
	合 計	25,714	26,377	27,824	28,884	30,051	
						31,333	

(ウ) 見込量確保の方策

- ・重度障がい者に対しては、必要に応じた複数派遣の支給決定など、手厚い体制で支援が行えるよう取り組みます。
- ・障がい特性に対応したサービスの提供体制を確保するため、喀痰吸引等研修、同行援護従業者養成研修、強度行動障がい支援者養成研修等の受講支援に取り組みます。
- ・今後もサービス利用の増加を見込んでおり、安定的なサービス提供を行うため、福祉人材の確保について、事業所とともに検討を進めます。（「4 障がい福祉サービス等の円滑な提供に向けた取組（5）障がい福祉人材の確保、定着及び養成」と関連）

(エ) 該当する総合計画の施策指標

大綱3 福祉・健康 政策2 障がい者の暮らしを支えるまちづくり

施策3－2－1 生活支援など暮らしの基盤づくり

ホームヘルプなど訪問系サービスの利用者数（月平均） 令和10年度（2028年度） 1,860人

2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスは、社会参加を促進するため、昼間の活動を支援するサービスです。

(ア) サービスの内容

サービス名	サービス内容
生活介護	<ul style="list-style-type: none"> ・障害支援区分3（施設入所支援を利用する場合は区分4）以上、または年齢が50歳以上の障害支援区分2（施設入所支援を利用する場合は区分3）以上の障がい者が対象 ・昼間に、事業所において食事や排せつ等の介護等、生産活動や創作活動等の場を提供するサービス
自立訓練	<p>〈機能訓練〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一定期間、事業所への通所、利用者の自宅への訪問等を組み合わせて、身体機能や生活能力向上のために必要な訓練等を提供するサービス <p>〈生活訓練〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一定期間、食事や家事等、日常生活能力向上のために必要な訓練等を提供するサービス
就労移行支援	<ul style="list-style-type: none"> ・一般就労等を希望する65歳未満の障がい者が対象 ・一定期間、事業所での作業や企業実習、職場探しや就労後の職場定着のための支援等を提供するサービス
就労継続支援 (A型)	<ul style="list-style-type: none"> ・一般就労等が困難な方のうち、雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる障がい者が対象 ・事業所内で雇用契約に基づいた就労の場が提供され、一般就労に向けて必要な知識や能力を向上させるための訓練を提供するサービス
就労継続支援 (B型)	<ul style="list-style-type: none"> ・企業等の就労が年齢や体力の面で雇用されることが困難となった障がい者及び就労移行支援事業を利用し企業等や就労継続支援A型の利用が困難な障がい者が対象 ・雇用契約は締結しないで、就労の機会や生産活動の場、就労への移行に向けた支援等を提供するサービス
就労定着支援	<ul style="list-style-type: none"> ・一般就労へ移行した障がい者で、就労の継続を図るために、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活における課題解消に向けて必要な連絡調整や指導・助言等の支援を提供するサービス
療養介護	<ul style="list-style-type: none"> ・医療を必要とする常時介護を必要とする障がい者が対象 ・病院その他施設等で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、介護等を提供するサービス

第3章 第6期吹田市障がい福祉計画

イ) 実績と見込量

項目	年度	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度) 見込み	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
生活介護	利用者数 (人/月)	身体障がい者	306	306	302	297	292
		知的障がい者	554	574	591	609	627
		精神障がい者	63	79	84	90	97
		合 計	923	959	977	996	1,016
	量の見込み (人日/月)	身体障がい者	5,202	5,208	5,134	5,061	4,990
		知的障がい者	10,526	10,904	11,046	11,190	11,336
		精神障がい者	630	785	801	817	833
		合 計	16,358	16,897	16,981	17,068	17,159
自立訓練 (機能訓練)	利用者数 (人/月)	身体障がい者	4	3	4	5	6
		知的障がい者	0	0	0	0	0
		精神障がい者	2	2	3	4	5
		合 計	6	5	7	9	11
	量の見込み (人日/月)	身体障がい者	64	54	81	122	183
		知的障がい者	0	0	0	0	0
		精神障がい者	19	24	25	27	28
		合 計	83	78	106	149	211
自立訓練 (生活訓練)	利用者数 (人/月)	身体障がい者	3	2	2	1	1
		知的障がい者	27	35	43	52	63
		精神障がい者	27	33	41	51	63
		合 計	57	70	86	104	127
	量の見込み (人日/月)	身体障がい者	51	36	27	20	15
		知的障がい者	432	627	794	1,005	1,272
		精神障がい者	405	523	588	662	744
		合 計	888	1,186	1,409	1,687	2,031
就労移行 支援	利用者数 (人/月)	身体障がい者	5	10	11	12	13
		知的障がい者	48	38	41	43	46
		精神障がい者	92	88	99	110	123
		合 計	145	136	151	165	182
	量の見込み (人日/月)	身体障がい者	85	182	222	270	328
		知的障がい者	864	687	646	607	571
		精神障がい者	1,472	1,409	1,433	1,458	1,483
		合 計	2,421	2,278	2,301	2,335	2,382
療養介護	利用者数 (人/月)	身体障がい者	35	30	32	32	32
		知的障がい者	0	7	8	8	8
		精神障がい者	0	0	0	0	0
		合 計	35	37	40	40	40

項目		年度	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度) 見込み	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
就労継続支援（A型）	利用者数 (人/月)	身体障がい者	35	31	31	31	32	32
		知的障がい者	42	43	50	58	67	78
		精神障がい者	83	103	123	148	178	214
		合 計	160	177	204	237	277	324
	量の見込み (人口/月)	身体障がい者	665	583	560	539	518	498
		知的障がい者	798	865	931	1,002	1,079	1,161
		精神障がい者	1,494	1,744	2,011	2,318	2,673	3,081
		合 計	2,957	3,192	3,502	3,859	4,270	4,740
就労継続支援（B型）	利用者数 (人/月)	身体障がい者	62	65	65	66	66	67
		知的障がい者	177	186	189	192	196	199
		精神障がい者	130	139	147	156	166	176
		合 計	369	390	401	414	428	442
	量の見込み (人口/月)	身体障がい者	744	846	855	863	872	880
		知的障がい者	3,009	3,154	3,152	3,150	3,148	3,146
		精神障がい者	1,820	1,940	2,014	2,092	2,172	2,255
		合 計	5,573	5,940	6,021	6,105	6,192	6,281
就労定着支援	利用者数 (人/月)	身体障がい者	0	5	5	6	8	10
		知的障がい者	0	16	18	20	22	25
		精神障がい者	0	28	31	35	40	46
		合 計	0	49	54	61	70	81

(ウ) 見込量確保の方策

- ・障がい者の社会参加を促進するため、希望するサービスや障がい特性に合った支援体制の確保に取り組みます。
- ・医療的ケアの必要な重度障がい者の日中活動の場の整備促進に効果的な方策を検討します。**重点取組**

3) 短期入所サービス（ショートステイ）

(ア) サービスの内容

自宅で介護者が病気になった時や、体や心の休息が必要になった時などに、施設等へ短期間入所し、宿泊に伴う入浴、排せつ及び食事の介護等を提供するサービスです。

(イ) 実績と見込量

項目		年度	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度) 見込み	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
短期入所 (ショート ステイ)	利用者数 (人/月)	身体障がい者	63	65	66	67	68	69
		知的障がい者	176	188	211	239	269	303
		精神障がい者	8	8	11	15	19	25
		障がい児	37	32	34	36	38	40
		合 計	284	293	322	357	394	437
	量の見込み (人日/月)	身体障がい者	504	523	529	536	543	551
		知的障がい者	1,056	1,125	1,206	1,293	1,386	1,485
		精神障がい者	64	101	119	141	166	196
		障がい児	185	189	212	238	266	299
		合 計	1,809	1,938	2,066	2,208	2,361	2,531

(ウ) 見込量確保の方策

- ・医療的ケアが必要な重度障がい者への支援の不足を解消するため、サービスの確保に向け取り組みます。 **重点取組**
- ・緊急時の対応力向上のため、市内の短期入所施設における緊急受入れ枠をより有効的に活用する方策など、引き続き支援体制の検討を進めます。
(「2 成果目標（3）地域生活支援拠点等が有する機能の充実」と関連)
- ・親元からの自立に向けたステップとして、1人暮らしやグループホーム等で生活するための練習ができるよう、生活体験利用を促進します。

4) 居住系サービス

居住系サービスは、住まいの場の提供及び主に夜間や休日の暮らしを支えるサービスです。

(ア) サービスの内容

サービス名	サービス内容
共同生活援助 (グループホーム)	・共同生活を営む住居において行われる相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他必要な日常生活上の支援を提供するサービス
施設入所支援	・障害者支援施設において、入浴、排せつ及び食事等の介護その他必要な日常生活上の支援を提供するサービス
自立生活援助	・障害者支援施設やグループホームからの一人暮らしへの移行を希望する者等が対象 ・定期的な巡回訪問等や相談対応により、居宅での自立した日常生活を送るまでの状況把握、必要な助言又は関係機関との連絡調整等の支援を提供するサービス

(イ) 実績と見込量

項目	年度	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度) 見込み	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
共同生活援助 (グループホーム)	利用者数 (人/月)	身体障がい者	58	61	62	63	65
	知的障がい者	234	245	258	272	287	
	精神障がい者	54	53	57	62	67	
	合 計	346	359	377	397	419	
施設入所支援	利用者数 (人/月)	身体障がい者	72	70	69	68	67
		知的障がい者	99	97	97	97	97
		精神障がい者	2	2	2	2	2
		合 計	173	169	168	167	166
自立生活援助	利用者数 (人/月)	身体障がい者	0	0	0	0	0
		知的障がい者	4	4	4	4	4
		精神障がい者	4	4	4	4	4
		合 計	8	8	8	8	8

(ウ) 見込量確保の方策

- ・地域移行後の住まいの場及び高齢化・重度化した障がい者が安心して暮らせる場として、日中サービス支援型共同生活援助のあり方を研究するとともに、グループホームの整備促進に取り組みます。 **重点取組**

(「2 成果目標（1）福祉施設の入所者の地域生活への移行」と関連)【再掲】

なお、増加するグループホームの見込量は、現状と今後3年間の整備見込みを踏まえ算出していますが、障がい者の高齢化及び重度化、親亡き後の生活の場である共同生活援助の必要数を考えると、まだまだ十分な見込量とはなっていません。今後、詳細な必要数を算出する仕組みを構築するとともに、整備にあたっては、課題となっている場所の確保、世話人等の人材不足の解消に取り組みます。

- ・医療的ケアの必要な重度障がい者の地域生活が実現できるよう、サービスの確保策及び支援体制の構築に向け検討を進めます。**重点取組**

(工) 該当する総合計画の施策指標

大綱3 福祉・健康 政策2 障がい者の暮らしを支えるまちづくり

施策3－2－1 生活支援など暮らしの基盤づくり

グループホームの利用者数（月平均） 令和10年度（2028年度） 700人

5) 相談支援

相談支援は、障がい福祉サービス等を利用するためには必要となるものであり、障がい者がサービスにつながる際に重要な役割を果たすものです。

(ア) サービスの内容

サービス名	サービス内容
計画相談支援	・障がい福祉サービスを利用しようとする障がい者等が対象 ・サービス等利用計画の作成やサービス事業者との連絡調整等を行うサービス
地域移行支援	・障害者支援施設等に入所または精神病院に入院している障がい者が対象 ・住居の確保その他の地域生活へ移行するための支援を提供するサービス
地域定着支援	・居宅において単身の障がい者や、施設や病院から退所等したが地域生活が不安定な障がい者が対象 ・安心して生活できるように常時の連絡体制を確保し、緊急時等の相談やその他必要な支援を提供するサービス

(イ) 実績と見込量

項目	年度							
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度) 見込み	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	
計画相談 支援	利用者数 (人/月)	身体障がい者	84	101	115	123	132	142
		知的障がい者	134	168	210	253	305	368
		精神障がい者	146	191	238	290	354	431
		障がい児	1	1	1	1	1	1
		合 計	365	461	564	667	792	942
地域移行 支援	利用者数 (人/月)	身体障がい者	1	1	1	2	3	4
		知的障がい者	1	0	0	1	2	3
		精神障がい者	2	1	2	3	4	5
		合 計	4	2	2	6	9	12
地域定着 支援	利用者数 (人/月)	身体障がい者	0	0	0	0	0	0
		知的障がい者	1	1	1	1	1	1
		精神障がい者	0	1	2	3	4	5
		合 計	1	2	3	4	5	6

(ウ) 見込量確保の方策

- ・サービスの支給決定に先立ち、サービス等利用計画が必ず作成されるよう、計画相談支援事業所における相談支援専門員の確保など体制整備の取組を継続します。
重点取組（「2成果目標（5）相談支援体制の充実・強化等」と関連）【再掲】
- ・相談者の意向や置かれている状況を勘案し適切なサービスにつなぐことができる人材の育成を支援するため、専門性を高める研修等を実施します。
 （「2成果目標（1）福祉施設の入所者の地域生活への移行」と関連）【再掲】

第3章 第6期吹田市障がい福祉計画

- ・施設入所や入院している障がい者の状況や意向の把握に努めるとともに、地域移行支援及び地域定着支援のサービスについて入所施設や医療機関へ周知し、サービスの利用促進を図ります。

(「2成果目標（1）福祉施設の入所者の地域生活への移行」と関連)【再掲】

(2) 地域生活支援事業

1) 理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業

(ア) サービスの内容

サービス名	サービス内容
理解促進研修・啓発事業	障がい者等や障がい特性等に関する地域住民の理解を深めるための研修や啓発活動を実施することにより、障がい者等の日常生活及び社会生活における社会的障壁の除去及び共生社会の実現を図る。
自発的活動支援事業	障がい者やその家族、地域住民による地域における自発的な取組を支援することにより、共生社会の実現を図る。

(イ) 実績と見込量

項目	年度	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度) 見込み	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
理解促進研修 ・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
自発的活動支 援事業	実施の有無	無	無	有	有	有	有

(ウ) 見込量確保の方策

- ・障がい者の社会参加を図るため、イベント等の機会を活用し啓発活動を推進するとともに、障がい者等が自発的に行う活動を支援することで、障がいや障がい者に対する理解促進に取り組みます。

2) 障がい者相談支援事業、基幹相談支援センター等機能強化事業、住宅入居等支援事業

(ア) サービスの内容

サービス名	サービス内容
障がい者相談支援事業	障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や障がい福祉サービスの利用支援を行うとともに、障がい者の権利擁護のために必要な援助等、関係機関との連絡調整を行う。
基幹相談支援センター等機能強化事業	一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員（社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等）を配置し、相談支援機能の強化を図る。
住宅入居等支援事業 (居住サポート事業)	賃貸契約による一般住宅への入居にあたって、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がい者に対し、入居に必要な調整等に関する支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障がい者の地域生活を支援する。

(イ) 実績と見込量

項目	年度	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度) 見込み	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
障がい者相談支援事業	実施箇所数 (障がい者相談支援センター箇所数)	5	6	6	6	6	6
	基幹相談支援センターの設置の有無	有	有	有	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業 (居住サポート事業)	実施の有無	無	無	無	無	有	有

(ウ) 見込量確保の方策

- ・障がい者相談支援センターは、センターの認知度を高める取組を行うとともに、地域の身近な相談窓口として相談者に最適な支援が行えるよう、機能強化に取り組みます。
重点取組（「2 成果目標（5）相談支援体制の充実・強化等」と関連）【再掲】
- ・基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核機関として、計画相談支援事業所や障がい者相談支援センターだけでは解決が困難な課題が発生した場合に専門的な指導や助言を行います。また、研修等を実施し、相談者のニーズを十分に引き出し、相談者の状況や意向を勘案しながら適切なサービスにつなぐことができる相談員等の育成に取り組みます。**重点取組**（「2 成果目標（5）相談支援体制の充実・強化等」と関連）【再掲】

3) 成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援事業

(ア) サービスの内容

サービス名	サービス内容
成年後見制度利用 支援事業	判断能力が十分でない障がい者が、障がい福祉サービスの利用契約の締結等を適切に行えるよう、成年後見制度の利用を支援することにより、障がい者の権利擁護を図る。
成年後見制度法人後見 支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することにより、障がい者の権利擁護を図る。

(イ) 実績と見込量

項目	年度	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度) 見込み	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
成年後見制度 利用支援事業	利用者数 (人/年)	20	23	30	32	37	42
成年後見制度 法人後見支援 事業	実施の有無	無	無	無	無	有	有

(ウ) 見込量確保の方策

- ・成年後見制度については、後見人等が実施する支援内容を障がい者が理解し、相談機関等を通じて利用につながることができるよう、市報すいたやホームページ等を活用しながら、関係機関等と連携して一層の啓発に取り組みます。
- ・後見人等の高齢化も見据え、成年後見制度法人後見支援事業の実施に向け、事業の検討を進めます。

4) 意思疎通支援事業（手話通訳者派遣、要約筆記者派遣、手話通訳者設置、入院時コミュニケーション支援）、専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修・派遣事業（手話、要約筆記、盲ろう者向け、失語症向け）、手話奉仕員養成研修事業

(ア) サービスの内容

【意思疎通支援事業】

聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいにより、意思疎通を図ることに支障のある障がい者の意思疎通の円滑化を図るために、以下の支援を行います。

サービス名	サービス内容
手話通訳者派遣	手話通訳者を派遣する。
要約筆記者派遣	要約筆記者を派遣する。
手話通訳者設置 (障がい福祉室の手話通訳者の数)	手話通訳者を設置する。
入院時コミュニケーション支援	入院時における障がい者と医療従事者との意思疎通を支援するため、支援員を派遣する。

【専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修・派遣事業】

意思疎通を図ることが困難な障がい者が自立した日常生活及び社会生活を送ることができるよう、特に専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修の実施や派遣を行います。(手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員、失語症向け意思疎通支援者)

【手話奉仕員養成研修事業】

障がい者の意思疎通支援を図るために、日常会話に必要な手話表現の技術を習得した者を養成します。

(イ) 実績と見込量

【意思疎通支援事業】

項目	年度	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度) 見込み	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
手話通訳者派遣事業	利用件数 (件/年)	329	329	329	342	342	342
	利用時間数 (時間/年)	426	588	588	544	544	544
要約筆記者派遣事業	利用件数 (件/年)	13	24	24	13	13	13
	利用時間数 (時間/年)	31	54	54	30	30	30
手話通訳者設置事業（障がい福祉室の手話通訳者数）	設置者数 (人)	1	2	2	2	2	2
入院時コミュニケーション支援	利用人数 (人/年)	9	14	14	14	14	14

【専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修・派遣事業】

項目	年度	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度) 見込み	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
手話通訳者養成研修事業(※)	登録試験合格者数 (人)	-	-	20	20	20	20
	養成講習修了者数 (人)	-	-	15	15	15	15
要約筆記者養成研修事業(※)	登録試験合格者数 (人)	-	-	5	5	5	5
	養成講習修了者数 (人)	-	-	10	10	10	10
盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業(※)	登録者数 (人)	-	-	30	30	30	30
失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業(※)	登録者数 (人)	-	-	10	10	10	10

注) ※の事業の見込値は大阪府全体の値です。

第3章 第6期吹田市障がい福祉計画

【専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修・派遣事業】

項目	年度	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度) 見込み	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
手話通訳者派遣事業	利用件数 (件/年)	-	-	35	35	35	35
	利用時間数 (時間/年)	-	-	55	55	55	55
要約筆記者派遣事業	利用件数 (件/年)	-	-	2	2	2	2
	利用時間数 (時間/年)	-	-	3	3	3	3
盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	利用件数 (件/年)	-	-	325	325	350	375
	利用時間数 (時間/年)	-	-	1,300	1,300	1,400	1,500
失語症者向け意思疎通支援者派遣事業	利用件数 (件/年)	-	-	0	0	0	0
	利用時間数 (時間/年)	-	-	0	0	0	0

【手話奉仕員養成研修事業】

項目	年度	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度) 見込み	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
手話奉仕員養成研修事業（手話奉仕員養成講習修了者数）	養成講習修了者数（人）	71	72	0	64	80	96

(ウ) 見込量確保の方策

【意思疎通支援事業・専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修・派遣事業】

- 手話通訳者及び要約筆記者の派遣体制の確保にあたっては、講習会での養成を進めるとともに、ＩＣＴの活用など幅広い視点から取り組みます。
- 入院時コミュニケーション支援については、制度の啓発に努めます。

【手話奉仕員養成研修事業】

- ボランティア団体やサークル等と連携しながら、手話奉仕員の養成研修を実施し、意思疎通支援の担い手の育成に取り組みます。

5) 日常生活用具給付等事業

(ア) サービスの内容

重度障がい者等に日常生活用具の給付または貸与を行い、日常生活の便宜を図ります。

サービス名	サービス内容
介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、特殊尿器、入浴担架、移動用リフト、訓練いす等
自立生活支援用具	入浴補助用具、頭部保護帽、歩行補助つえ、火災警報器、電磁調理器、特殊便器等
在宅療養等支援用具	透析液加温器、ネブライザー（吸引器）、視覚障がい者用体温計（音声式）等
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置、点字器、点字タイプライター、視覚障がい者用拡大読書器、点字図書
排せつ管理支援用具	ストマ用装具、紙おむつ、収尿器等
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	障がい者・児の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの

(イ) 実績と見込量

項目	年度	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度) 見込み	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
介護・訓練支援用具	利用件数 (件/年)	28	42	34	34	34	34
自立生活支援用具	利用件数 (件/年)	95	79	89	90	90	90
在宅療養等支援用具	利用件数 (件/年)	81	89	79	80	80	80
情報・意思疎通支援用具	利用件数 (件/年)	279	452	376	380	380	380
排せつ管理支援用具	利用件数 (件/年)	7,404	7,627	7,616	8,000	8,000	8,000
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	利用件数 (件/年)	5	7	7	8	8	8

(ウ) 見込量確保の方策

- 重度障がい者の日常生活の自立や介護者の負担軽減を図るため、本市の実情に応じた対象用具等の給付又は貸与について検討を継続します。

6) 移動支援事業

(ア) サービスの内容

障がい者に対し、外出の際の移動を支援することで、地域での自立生活及び社会参加を促進します。

(イ) 実績と見込量

項目		年度	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度) 見込み	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
移動支援	利用者数 (人/年)	身体障がい者	233	231	236	241	246	251
		知的障がい者	677	642	655	668	681	694
		精神障がい者	117	127	130	133	136	139
		障がい児	49	39	40	41	42	43
		合 計	1,076	1,039	1,061	1,083	1,105	1,127
	量の見込み (時間/年)	身体障がい者	35,295	33,702	34,455	35,208	35,961	36,714
	知的障がい者	108,705	97,090	99,047	101,004	102,961	104,918	
	精神障がい者	10,485	10,172	10,445	10,718	10,991	11,264	
	障がい児	5,223	5,553	5,677	5,801	5,925	6,049	
	合 計	159,708	146,517	149,624	152,731	155,838	158,945	

(ウ) 見込量確保の方策

- ・重度障がい者に対しては、必要に応じて複数派遣を決定するなど、手厚い体制で支援が行えるよう取り組みます。
- ・移動支援事業の充実を図るため、ガイドヘルパーの養成を促進します。
(「4 障がい福祉サービス等の円滑な提供に向けた取組 (5) 障がい福祉人材の確保、定着及び養成」と関連)

(エ) 該当する総合計画の施策指標

大綱3 福祉・健康 政策2 障がい者の暮らしを支えるまちづくり

施策3－2－2 社会参加の促進

移動支援事業の利用者数（月平均） 令和10年度（2028年度） 1,230人

7) 地域活動支援センター機能強化事業

(ア) サービスの内容

障がい者に創作的活動や日中活動の場の提供を行う基礎的事業を実施した上で、定員規模や活動内容が異なる機能強化事業を行います。

サービス名	サービス内容
基礎的事業	利用者に対し創作的活動、生産活動の機会の提供等、地域に応じた事業を実施します。
機能強化事業	<p>〈I型〉 専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域基盤との連携強化のための調整、普及啓発を行います。</p> <p>〈II型〉 機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービス等を実施します。</p> <p>〈III型〉 小人数の作業所で、障がい者に創作的活動や日中活動の場を提供します。</p>

(イ) 実績と見込量

項目	年度	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度) 見込み	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
地域活動支援センターI型	実施箇所数(か所)	1	1	1	2	2	2
	利用者数(人/年)	6,990	2,016	4,684	9,368	9,368	9,368
地域活動支援センターII型	実施箇所数(か所)	2	2	2	2	2	2
	利用者数(人/年)	355	338	419	452	452	452
地域活動支援センターIII型	実施箇所数(か所)	0	0	0	0	2	2
	利用者数(人/年)	0	0	0	0	2,760	2,760

(ウ) 見込量確保の方策

- 精神障がい者の地域生活の充実を図るため、居場所を確保しながら、居住から就労までさまざまな相談を受け止め、対応するサービスや社会資源につなぐ機能を持つ地域活動支援センターIII型を整備するとともに、I型及びII型施設については、機能の強化を図ります。

8) 障がい児等療育支援事業

(ア) サービスの内容

在宅の障がい児の地域における生活を支えるため、療育の技術向上等を目的とする機関支援や研修を行うとともに、療育等の実施機関との重層的な連携を図ります。

(イ) 見込量

項目	年度	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度) 見込み	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
障がい児等 療育支援事業	実施箇所数 (か所)	—	—	1	1	1	1

(ウ) 見込量確保の方策

- ・障がい児等の支援を行う事業所等に対し療育や相談に関する助言や、支援技術向上のための研修等を行います。

9) 精神障がい者地域生活支援広域調整等事業（地域生活支援広域調整会議等事業）

(ア) サービスの内容

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向け、精神障がい者に対する地域生活への移行に向けた支援、地域生活を継続するための支援及びアウトリーチ（多職種による訪問支援）等に取組むため、各関係機関が連携できる体制を構築します。

(イ) 見込量

項目	年度	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度) 見込み	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
地域生活支援広域 調整会議等事業	協議会の開催 回数(回/年)	-	-	0	0	1	1

(ウ) 見込量確保の方策

- ・精神障がい者の地域生活を支援する関係機関との連携体制の構築に向け、保健所と連携しながら、検討を進めます。

（「2 成果目標（2）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」と関連）

10) 日常生活支援（訪問入浴サービス、日中一時支援）

(ア) サービスの内容

サービス名	サービス内容
訪問入浴サービス事業	・入浴が困難な在宅の身体障がい者が対象 ・居宅を訪問し、浴槽を提供し入浴介助を提供するサービス
日中一時支援事業	障がい者の日中における活動の場を確保し、障がい者の家族の就労支援及び障がい者を日常的に介護している家族の一時的な休息の機会を確保し、介護者の負担の軽減を図ります。

(イ) 実績と見込量

項目	年度	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度) 見込み	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
訪問入浴サービス事業	利用量 (人日/年)	1,048	1,061	1,072	1,083	1,094	1,104
日中一時支援事業	利用量 (人日/年)	10,611	11,144	11,701	13,687	15,540	17,411

(ウ) 見込量確保の方策

- ・訪問入浴サービス事業については、障がい者の置かれている状況や希望を勘案し、必要な場合にサービスが提供できるよう、サービスの提供体制を確保します。
- ・日中活動系サービスの利用後の時間帯の余暇活動について、日中一時支援事業を含む支援のあり方を検討します。

11) その他の取組

障がい者の個性や能力の発揮及び社会参加を促進するため、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律及び視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律等の趣旨を踏まえ、文化芸術、スポーツ及び読書活動の機会の確保に努めます。

コラム

ヘルプマークのお話



<ヘルプマークって何?>

援助や配慮を必要としていることを周囲に知らせる
ことで、援助を得やすくなるよう作成したマークです。

「支援を必要としていることを知らせる効果」と、
それを見た方に「支援を促す効果」があります。

必要に応じて、マークの片面に付属のシールを貼
ることができ、シールには利用者が周囲に伝えたい情報
や必要な支援内容を記入することができます。



吹田市イメージキャラクター
すいたん

<ヘルプマークを見かけたら>

電車内で席をゆづる、困っておられる
ようであれば声をかける等、思いやりの
ある行動をお願いします。

<ヘルプマークを使いたいとき>

氏名や連絡先、必要な配慮等を書き込む
ことができるヘルプカードの様式を吹田市
ホームページからダウンロードしてお使い
いただけます。

【吹田市ホームページでの掲載場所】

吹田市トップページ>組織一覧>福祉部>
障がい福祉室>障がいのある方へ>その他>ヘルプマーク

【シール（例）】

私の名前
電話番号
血液型
薬について
緊急連絡先
かかりつけ医

〇〇してください。
〇〇が苦手です。 など

4 障がい福祉サービス等の円滑な提供に向けた取組

(1) 障がいを理由とする差別及び社会的障壁の解消の推進

1) 現状

障がい者を対象としたアンケート調査では、「最近3年以内に、障がいがあることで差別を受けたり、偏見を感じたこと」が「ある」と回答した人が約15%、「ない」と回答した人が約64%、「わからない」と回答した人が約12%でした。「ある」と回答した場合、「どのような時に差別を受けたり、偏見を感じたか」については、「まちでの人の視線」が37%と最も多く、次いで「交通機関や建築物での配慮のなさ」が33.8%でした。

2) 取組項目

- (ア) 公共施設の新設等にあたっては、バリアフリー法及び大阪府福祉のまちづくり条例に定める基準に適合するものとし、バリアフリー吹田市民会議や障がい者からの意見を参考に整備を進めるなど、バリアフリーの実現に向けた取組を進めます。
- (イ) 合理的配慮の提供が市役所全体の取組として十分に浸透するよう、吹田市合理的配慮内推進会議を開催し、常に合理的配慮の視点をもって業務が行われるよう、啓発を推進とともに、効果的な取組について検討を進めます。また、障がいを理由とする差別に関する相談体制の整備の規定がある職員対応要領の周知・徹底を図ります。

重点取組

- (ウ) 地域全体で障がい者差別の解消に向けた取組を推進するため、吹田市障害者差別解消支援地域協議会を開催し、差別解消に向けた取組について検討を進めます。**重点取組**
- (エ) 差別解消、合理的配慮の推進やバリアフリー化に向けた取組と併せて、ユニバーサルデザインを浸透させるための施策を検討します。

(2) コミュニケーション支援の促進

1) 現状

障がい者を対象としたアンケート調査で、「コミュニケーションを取る時に必要な支援は何ですか」とお聞きしたところ、44.4%の人が「支援の必要がない」と回答しましたが、27.6%の人が「分かりやすい言葉で話す」こと、20.9%の人が「大きな声でゆっくり話す」ことと回答しました。

2) 取組項目

- (ア) 障がい者がさまざまな情報を得ることができる環境を整備するため、あらゆる情報発信について、分かりやすく、伝わりやすいものとなるよう、取組を進めます。
- (イ) 障がい特性に応じ、言語（手話を含む）その他さまざまなコミュニケーション手段が存在するとの認識に立ち、手話や点字、要約筆記等の普及・啓発に努めます。また、コミュニケーション手段の確保におけるＩＣＴの活用等、幅広い視点で障がい者の情報取得やコミュニケーション支援等の機会拡大に取り組みます。**重点取組**
- (ウ) サービス利用に際し、必要な情報を提供するなど、障がい者本人が自ら意思決定できるよう支援に取り組みます。

(3) 障がい者に対する虐待の防止

1) 現状

- (ア) 虐待の認定件数は、平成29年度（2017年度）は29件、平成30年度（2018年度）は24件、令和元年度（2019年度）は25件と一定の件数で推移しています。
- (イ) 事業所の職員が常日頃から虐待防止に関する高い意識を持ちながら障がい者等の支援にあたるとともに、虐待と疑われる事案を発見した場合の速やかな通報を求めるため、事業所に対して研修を実施しています。
- (ウ) 障がい者を対象としたアンケート調査で、成年後見制度について、「知らない」と回答した人は34.0%、「聞いたことがあるが、内容は知らない」と回答した人は26.3%、「知っている」と回答した人は33.5%でした。

2) 取組項目

- (ア) 障がい者に対する虐待が疑われる場合の速やかな通報を徹底するため、相談支援専門員やサービス管理責任者等の事業所の従業者の虐待防止に対する意識を高める研修を実施するとともに、虐待防止ネットワークを活用して支援体制を強化し、虐待の発生要因や取組に係る分析・検証を行うなど、虐待事案の未然防止及び早期発見のための取組を促進します。
- (イ) 虐待防止センターにおいて、土日祝日等の閉庁時間を含めて相談や通報に対応するとともに、虐待発生時の一時保護のため、短期入所施設との円滑な連携体制を確保し、虐待を受けた障がい者等の保護及び自立支援に取り組みます。
- (ウ) 成年後見制度については、後見人等が実施する支援内容を障がい者が理解し、相談機関等を通じて利用につながることができるよう、市報すいたやホームページ等を活用しながら、関係機関等と連携して一層の啓発に取り組みます。
（「3 障がい福祉サービス等の利用見込みとその確保策（2）地域生活支援事業 3) 成年後見制度関連事業」と関連）【再掲】

(4) 事業所における利用者の安全確保及び研修等の充実

1) 現状

- (ア) 近年、地震などの自然災害に加え、新型コロナウイルスなどの感染症が発生し、障がい福祉サービス事業所等においても、「非常時」の対応を想定しておく必要性が、強く認識されるようになっています。
- (イ) 障がい当事者団体を対象とした意見聴取では、新型コロナウイルスによる影響として、外出ができないこと、仕事や生産活動ができなくなったこと、生活用品（衛生用品も含む）の不足、感染への恐怖感、聴覚障がい者のコミュニケーションにおけるマスク着用の影響などがあげされました。
- (ウ) 事業者を対象とした意見聴取では、新型コロナウイルスによる影響として、外出控えによる移動支援の減少、マスク着用が難しい障がい者の支援、医療との連携がとりづらくなっていることなどがあげされました。

2) 取組項目

- (ア) 障がい福祉サービス事業所等において、災害等のリスクを洗い出し、あらかじめ対応策を定めておくなどのリスクマネジメントが行われるよう、集団指導等の機会を捉え、注意喚起を行います。
- (イ) 発災時に備え、各事業所においては地域や関係機関との関係性の構築を図ることが重要であることから、地域住民の障がいに対する理解促進に取り組みます。

(5) 障がい福祉人材の確保、定着及び養成

1) 現状

- (ア) 多くの求職者と面接ができるよう、ハローワークと共同で、福祉事業者の就職面接会を実施しました。
- (イ) 事業者を対象とした意見聴取では、新型コロナウイルスによる影響として、安定した収入が得られないことによる職員の離職、感染防止の観点から、軽い体調不良でも職員を休ませなければならないこと、もともとあった人材不足に拍車がかかっていることなどがあげされました。
- (ウ) 上記意見聴取で、①専門性を高めるための研修の実施、②多職種間の連携の推進、③働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知、の3つについて、それぞれどういった要素があれば取組が進むかという項目については、①に対しては、研修費補助範囲の拡大、時間がない中でも研修を受講できる方法の検討（動画配信等）、安価又は無料で呼べる優秀な外部講師の斡旋などがあげられ、②に対しては、医療との連携強化の方策の検討、相談員に情報が集まり相談員を中心とした連携が取れる仕組みづくり、などがあげられています。また、③に対しては、安く利用できる求人広告媒体、複数事業所合同での説明会やPR活動の場をつくることなどがあげされました。

2) 取組項目

- (ア) 新型コロナウイルス感染症の状況においても、これまで実施してきたハローワークと共に就職面接会の継続を検討するとともに、感染防止策が求められる中での有効な採用活動のあり方について、事業者の意見を聞きながら検討します。
- (イ) 福祉人材の確保にあたっては国及び大阪府と連携して取り組みながら、市の取組として、研修費補助制度の活用を促進するとともに、より効果的な人材確保策について検討を進めます。**重点取組**
- (ウ) 確保した人材の定着に係る施策及びサービスの専門性が高められるよう、人材の養成に必要な取組を進めます。**重点取組**

第6期吹田市障がい福祉計画における主な取組一覧

項目		主な取組
2 成果目標	(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行	①地域移行支援及び地域定着支援の利用促進 ②相談支援員等の専門性を高める研修の実施 ③グループホームの整備促進◆ ④強度行動障がいや高次脳機能障がいに対する適切な支援ができる人材育成の促進
	(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	①保健、医療、福祉関係者による協議の実施及び連携支援体制の確保
	(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実	①緊急受入れ枠の有効な活用など支援体制の整備に係る検討◆ ②相談支援体制の強化 ③一人暮らし等の体験ができるグループホームの整備促進 ④拠点施設における人材養成の方策の検討
	(4) 福祉施設から一般就労への移行等	①市役所における障がい者雇用の促進及び障がい者雇用に対する企業の理解促進◆ ②支援機関同士のネットワーク構築及び連携強化に向けた検討◆ ③就労実習の場の充実 ④授産製品の販売拡充の促進 ⑤障がい者優先調達の推進
	(5) 相談支援体制の充実・強化等	①障がい者相談支援センターの認知度向上及び機能強化◆ ②サービス等利用計画の作成体制の整備◆ ③基幹相談支援センターの指導的役割の強化◆ ④相談支援及びその他関係機関との連携体制の構築◆ ⑤発達障がい者に対する支援体制の強化
	(6) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	①サービスの介護給付請求におけるエラー項目に関する注意喚起 ②報酬の審査体制の強化に向けた取組 ③適正な指導監査等に向けた取組 ④市職員及び事業所職員の資質向上に向けた研修受講促進

◆は第6期計画期間中に重点的に取組を進める項目（重点取組として位置づける項目）

項目		主な取組
3 障がい福祉サービス等の利用見込みとその確保策	(1) 障がい福祉サービス及び相談支援サービス	①医療的ケアが必要な重度障がい者の日中活動の場の整備促進◆ ②医療的ケアが必要な重度障がい者への支援が可能な短期入所サービスの不足解消◆ ③(短期入所)緊急受入れ枠の有効な活用に向けた支援体制の検討 ④グループホームの整備促進【再掲】◆ ⑤医療的ケアが必要な重度障がい者のための居住系サービスの確保策及び支援体制の構築◆ ⑥サービス等利用計画の作成体制の整備【再掲】◆ ⑦相談支援員等の専門性を高める研修の実施【再掲】 ⑧地域移行支援及び地域定着支援の利用促進【再掲】
	(2) 地域生活支援事業	①障がいや障がい者に対する理解促進 ②障がい者相談支援センターの認知度向上及び機能強化【再掲】◆ ③基幹相談支援センターの指導的役割の強化【再掲】◆ ④成年後見制度の利用啓発 ⑤手話通訳者や要約筆記者の派遣体制の確保 ⑥手話通訳者や要約筆記者などの意思疎通支援の担い手育成 ⑦移動支援事業の充実に向けたガイドヘルパーの養成促進 ⑧地域活動支援センターの整備及び機能強化 ⑨障がい者の文化芸術、スポーツ及び読書活動の機会の確保
4 障がい福祉サービス等の円滑な提供に向けた取組	(1) 障がいを理由とする差別及び社会的障壁の解消の推進	①バリアフリーの実現に向けた取組 ②府内における合理的配慮の取組の推進◆ ③地域全体での差別解消に向けた取組の推進◆ ④ユニバーサルデザインの推進に向けた施策の検討
	(2) コミュニケーション支援の促進	①市役所からの分かりやすい情報発信 ②多様なコミュニケーション手段に関する周知・啓発◆ ③情報取得及びコミュニケーション支援の機会拡大◆ ④サービス利用における自己決定のための支援
	(3) 障がい者に対する虐待の防止	①相談支援専門員や事業所の従業者に対する研修の実施 ②成年後見制度の利用啓発【再掲】
	(4) 事業所における利用者の安全確保及び研修等の充実	①リスクマネジメントに関する注意喚起 ②地域の障がいに対する理解促進
	(5) 障がい福祉人材の確保、定着及び養成	①感染防止策が求められる中での有効な採用活動のあり方の検討 ②研修費補助制度の活用促進及びより効果的な人材確保策の検討◆ ③人材の定着及び専門性の向上に関する取組の推進◆

◆は第6期計画期間中に重点的に取組を進める項目（重点取組として位置づける項目）

コラム

ユニバーサルマナーのお話



吹田市イメージキャラクター
すいたん

「ユニバーサルマナー」とは、障がい者、高齢者や子供、外国人など多様な人々に向き合うためのマインド（意識）とアクション（行動）のことをさす言葉です。

「自分とは違う相手の視点で行動すること」は、誰もが身に付けておきたい心づかいの一つです。

本市では、毎年、職員を対象に、一般社団法人ユニバーサルマナー協会によるユニバーサルマナー研修を実施し、職員の資質の向上に努めています。

受講した職員は、ユニバーサルマナー検定3級の認定を受け、市民に対する配慮をソフト面から支えています。

